



川越市建設工事標準請負契約約款等の一部改正について（お知らせ）

中央建設業審議会からの公共工事標準請負契約約款の実施についての勧告等を踏まえて、下記のとおり川越市建設工事標準請負契約約款と、その関係帳票（請負代金内訳書）の一部を改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容の概要

(1) 他機関が発注した工事との調整規定の創設（第2条関係）

受注者の施行する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとなりました。

(2) 請負代金内訳書に明示する項目の追加（第3条関係）

請負代金内訳書において、法定福利費（事業主負担分）に加え、入札段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）を内訳明示する項目として追加しました。

(3) 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設（第24条・第25条・第26条関係）

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化しました。

(4) 前払金等の使途に関する規定の整備（第37条関係）

前払金及び中間前払金の使途に関する規定を整備しました。

(5) その他所要の整備



2 適用日

令和 8 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は見積通知を行う案件から適用します。

3 改正内容の詳細

今回の改正の詳細な内容については、改正後の川越市建設工事標準請負契約約款と、その関係帳票（請負代金内訳書）をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでご確認いただけます。



川越市 契約約款の改正

で

検索



川越市マスコットキャラクター ときも

【お問い合わせ】総務部契約課工事担当 電話番号：049-224-5632



建設工事等の入札・契約手続の見直しについて（お知らせ）

市が発注する建設工事又は建設工事に係る設計・調査・測量（以下「建設工事等」という。）に係る入札・契約手続における書類について、その内容、提出の時期又は提出の方法を見直しましたので、お知らせします。

1 見直し内容の概要

(1) 落札候補者通知書による通知の省略

保留通知書にて、入札執行を一時保留する旨を通知するとともに、併せて落札候補者決定を通知する場合には、落札候補者通知書による通知を省略します。

(2) 入札参加資格等確認資料の提出方法の見直し

電子入札システム又は持参による提出を原則とします。

(3) 電子契約に係る届出の見直し

新たに、電子契約に係る届出の様式を策定しました。

電子契約をすることができるとされている案件について、電子契約を希望する場合には、本様式を、入札参加資格等確認資料と併せて、電子入札システムにより提出してください。

2 適用日

令和8年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積通知（以下「入札公告等」という。）を行う建設工事等に係る案件から適用します。

3 見直し内容の詳細



今回の見直しの詳細な内容については、見直し後の関連規程及び入札公告等をご覧ください。

(参考) 見直しのイメージ

令和8年3月31日まで							
	入札手続				契約手続		
	市	事業者	市	事業者	市	事業者	
電子入札システム	入札公告	参加申請	開札		落札者決定 落札者決定 通知書による通知		以降の手続について、 記載省略
		入札書提出	保留通知書 による通知				
電子メール (又は持参)			落札候補者 通知書による通知	入札参加資格等確認資料の提出		契約手続の案内	
川越市電子申請・届出サービス						電子契約希望届兼メールアドレス届出書の提出	
電子契約システム							



令和8年4月1日から							
	入札手続				契約手続		
	市	事業者	市	事業者	市	事業者	
電子入札システム	入札公告	参加申請	開札	入札参加資格等確認資料の提出 (電子契約希望届兼メールアドレス届出書を併せて提出)	落札者決定		以降の手続について、 記載省略
		入札書提出	保留通知書による通知 (落札候補者決定の通知を兼ねる)		落札者決定 通知書による通知		
電子メール (又は持参)						契約手続の案内	
川越市電子申請・届出サービス							
電子契約システム							

詳細については、川越市公式ホームページでご確認いただけます。

川越市 建設工事等の入札・契約手続の見直し

で 検索



川越市マスコットキャラクター ときも

【お問い合わせ】総務部契約課工事担当 電話番号：049-224-5632



建設業法及び入契法の一部改正に伴う、入札・契約制度の見直しについて（お知らせ）

建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の一部が改正されたことに伴い、本市の入札・契約制度の一部を見直しましたので、お知らせします。

1 見直し内容の概要

(1) 監理技術者の配置を要する下請金額の見直し

（対象となる制度：入札参加資格者の遵守事項）

監理技術者の配置を要する下請金額について、4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）から、5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）へ見直し。

(2) おそれ情報の通知に係る様式等の整備

（対象となる制度：川越市競争入札等参加者心得）

建設業法第20条の2に定めるおそれ情報の通知に係る様式等の整備。

(3) 監理技術者等の専任に係る請負代金額の見直し

（対象となる制度：入札参加資格者の遵守事項、川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い）

監理技術者等の専任に係る請負代金額について、4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）から、4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）へ見直し。

(4) 監理技術者等の専任義務の合理化

（対象となる制度：入札参加資格者の遵守事項）



建設業法施行令で定める要件（請負代金額が1億円（建築一式の場合は2億円）未満等）を満たし、建設業法施行規則で定める要件（工事現場間の移動時間等）に適合し、同規則に定める措置（情報通信技術の利用等）が講じられるものであれば、監理技術者等の専任を要しないこととする。

(5) 入札金額内訳書の記載内容の見直し

建設工事に係る入札金額内訳書に、材料費及び労務費等を記載することができるように、様式を整備。

2 適用日

- (1) 令和8年1月1日以降に入札公告、指名通知又は見積通知を行う建設工事請負契約に係る案件から適用します。
- (2) (1)にかかわらず、本見直しに係る決裁日以降に工事が完了する請負契約については、受発注者間で協議の上発注者が認めた場合は、見直し後の規定を適用することができます。

3 見直し内容の詳細

今回の見直しの詳細な内容については、見直し後の入札・契約制度をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでご確認いただけます。

川越市 契約関係例規

で

検索



川越市マスコットキャラクター ときも



【お問い合わせ】総務部契約課工事担当 電話番号：049-224-5632



川越市建設工事標準請負契約約款等の一部改正について（お知らせ）

継続費又は債務負担行為に係る契約について、支払いに係る算定式の適切化を図るため、下記のとおり川越市建設工事標準請負契約約款等の一部を改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容の概要

(1) 川越市建設工事標準請負契約約款

→ 第41条における「請負代金額」の読み替え規定を、「支払限度額」から「出来高予定額」へ見直し

(2) 川越市標準委託契約約款、川越市土木設計業務標準委託契約約款、川越市建築設計業務標準委託契約約款

→ 第38条の2において「支払限度額」に対応する「履行高予定額」の設定を規定。第38条の3における「請負代金額」の読み替え規定を、「支払限度額」から「履行高予定額」へ見直し

2 適用日

令和7年10月1日以降に入札公告、指名通知又は見積通知を行う案件から適用します。

3 改正内容の詳細

今回の改正の詳細な内容については、改正後の各契約約款をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでご確認いただけます。



川越市 契約約款の改正

で

検索



川越市マスコットキャラクター ときも



建設工事の入札参加業者の格付基準及び発注標準額について

令和7・8年度建設工事の入札参加業者における格付基準及び発注標準額について、以下のとおり令和5・6年度のものから変更しますので、お知らせします。

1 変更内容

令和5・6年度 格付基準・発注標準額			令和7・8年度 格付基準・発注標準額		
土木一式工事			土木一式工事		
A	750点以上	2人以上	A	750点以上	2人以上
B	750点未満 650点以上		B	750点未満 650点以上	
C	650点未満		C	650点未満	
建築一式工事			建築一式工事		
A	850点以上	5人以上	A	850点以上	5人以上
B	850点未満 650点以上		B	850点未満 650点以上	
C	650点未満		C	650点未満	
電気工事			電気工事		
A	800点以上		A	820点以上	
B	800点未満 650点以上		B	820点未満 670点以上	
C	650点未満		C	670点未満	
管工事（水道施設に係る管工事を除く。）			管工事（水道施設に係る管工事を除く。）		
A	750点以上		A	770点以上	
B	750点未満 650点以上		B	770点未満 670点以上	
C	650点未満		C	670点未満	
管工事（水道施設に係る管工事）			管工事（水道施設に係る管工事）		
A	750点以上		A	770点以上	
B	750点未満 650点以上		B	770点未満 670点以上	
C	650点未満		C	670点未満	
舗装工事			舗装工事		
A	750点以上		A	750点以上	
B	750点未満 650点以上		B	750点未満 650点以上	
C	650点未満		C	650点未満	

※級別の発注標準額があらかじめ定められているもののみを記載しています。

※詳細は「川越市競争入札参加者の資格等に関する規程」をご確認ください。

2 適用日

令和7年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う案件から適用します。

3 変更内容の詳細

詳細については、改正後の川越市競争入札参加者の資格等に関する規程をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 格付及び発注標準額

で

検索



川越市マスコットキャラクター ときも

【お問い合わせ】総務部契約課工事担当 電話番号：049-224-5632

川越市発注工事におけるスライド条項の運用について

スライド条項とは

川越市建設工事標準請負契約約款第26条に定められた「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」についての規定です。工事の請負契約締結後に賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が著しく不適當となった場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

スライド条項の種類

- ・ 全体スライド（第26条第1項～第4項）
契約締結日から1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合
- ・ 単品スライド（第26条第5項）
特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合
- ・ インフレスライド（第26条第6項）
急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合

上記の場合、スライド条項の適用により、請負代金額の変更ができる可能性があります。

ご相談は、下記の相談窓口をご利用ください。



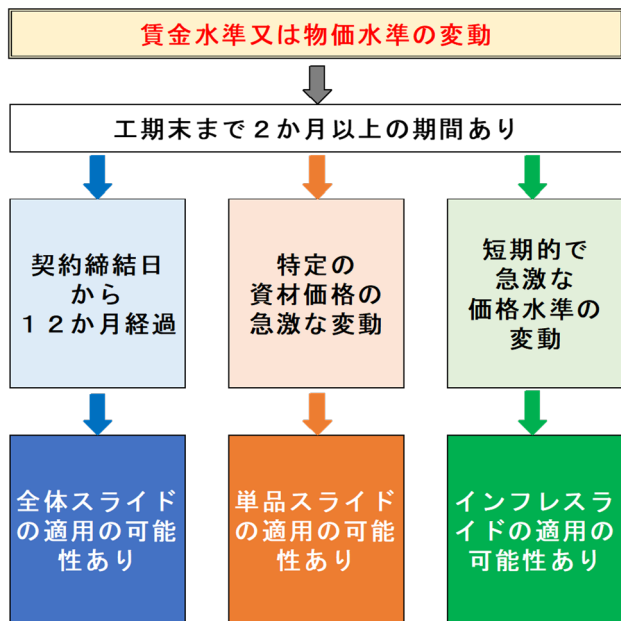
川越市マスコットキャラクター ときも

相談窓口

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 受注工事のスライド額協議について | 各工事発注課所室 |
| ・ スライド条項の概要について | 契約課工事担当 |
| | 電話番号: 049-224-5632 |

スライド条項の概要とスライド額の算出方法について

スライド条項の分類イメージ（※）



※ 上図の分類は、スライド条項の分類に係る概略です。
各スライド条項の詳細は、運用基準等をご確認ください。

全体スライド（第26条第1項～第4項）

対象（A）

- ・ 基準日（※1）以降に施工する部分
- ・ 基準日以降に購入する工事材料

対象外

- ・ 基準日時点で施工済み部分
 - ・ 基準日時点で現場搬入済み工事材料
- 発注者が出来高数量を確認します。

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

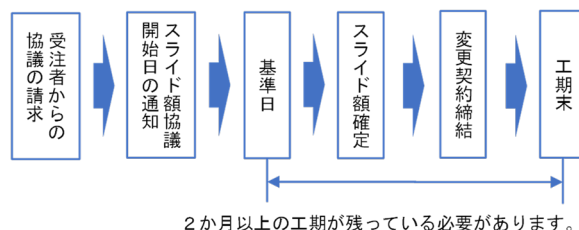
スライド額（変更額）

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1.5\% \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額－契約日時点の工事金額

※3 工事金額：発注者の積算による工事価格×落札率

手続の流れ（概要）



- ・ インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・ 全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

単品スライド（第26条第5項）

対象（A）

変動額が対象工事費の1%を超える工事材料価格
(対象工事費＝請負代金額－B)

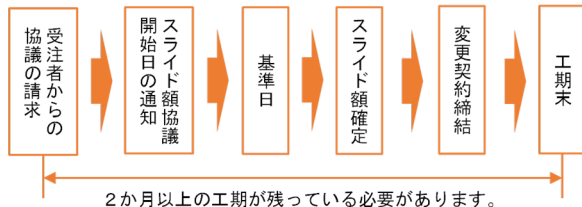
対象外（B）

- ・ 部分払完了部分（※1）
- ・ 部分引渡し完了部分

※1 部分払検査請求時にその部分について単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

$$\text{スライド額（変更額）} = A \text{ の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

手続の流れ（概要）



- ・ 工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
- ・ その他材料の分類については工事発注課所室に相談してください。
- ・ 対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類（納品書、請求書など）を提出する必要があります。

インフレスライド（第26条第6項）

対象（A）

- ・ 基準日（※1）以降に施工する部分
- ・ 基準日以降に購入する工事材料

対象外

- ・ 基準日時点で施工済み部分
 - ・ 基準日時点で現場搬入済み工事材料
- 発注者が出来高数量を確認します。

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

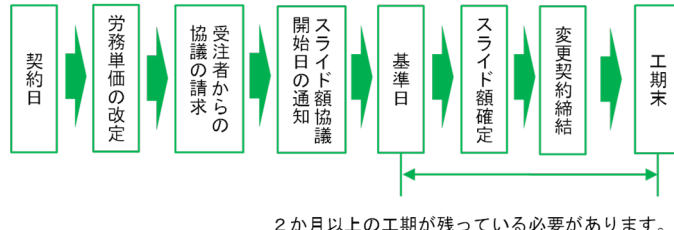
スライド額（変更額）

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1\% \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額－契約日時点の工事金額

※3 工事金額：発注者の積算による工事価格×落札率

手続の流れ（概要）



- ・ 協議の請求は、埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定の日以降に行うことができます。
- ・ 全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・ インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 スライド条項 で 検索